



塩原小PTAマスコットキャラクター

しおまる

令和6年度 PTA臨時総会 説明資料

目次

- ◆ R5年度からの取り組みと今後の方向性について
- ◆ 規約改正の要点
- ◆ 塩原小学校PTA新規約（案）
- ◆ 塩原小学校PTA附則（案）
- ◆ 塩原小学校PTA個人情報取扱規約（案）
- ◆ R7年度活動方針（参考）
- ◆ 塩原小学校PTA新制度イメージ

January 31, 2025

R5年度からの取り組みと今後の方向性

R4年度までの委員会制を廃止し、R5年度から2年間のボランティア制試験運用を経て、R7年度より活動エントリー制へ移行します。

自主性や主体性を重視し、より多くの会員が参加しやすい仕組みを目指します。

ボランティア制試験運用について

試験運用の目的

- ・ 活動を細分化し、参加しやすい仕組みへ変革。
- ・ 子どもたちのためになる活動を優先し、運営の見直しをはかる。
- ・ 本部役員の活動のスリム化

成果と課題

6年間で最低1回は、どこかの委員会に所属して活動するということが義務ではなくても、ボランティア制で自主的に参加してくれる方が延べ150名程度いることがわかりました。しかし、ボランティア制は主体性の面で課題があり、本部役員や一部参加者への負担が問題となっています。

新しい運営の取り組み

IT化の推進

活動の効率化を目的に、以下のITツールを導入しています。

- ・ スクリレ
資料ペーパーレス化・アンケートや会員情報収集の効率化。
- ・ LINE Works
会員同士の簡単なコミュニケーションを実現。
- ・ Zoom・Google Meet
対面とオンラインのハイブリッド会議が可能に。役員や活動メンバーが柔軟に参加できます。

これらのツールの活用により、活動準備や運営にかかる手間を削減し、本来の目的である子どもたちのための活動に集中できる環境を整えました。

PTAホームページ運用

PTAの活動や学校の様子をPTA会員に紹介し、PTA活動の理解や参加を促す目的で運用。PTA会員に有益な情報の発信をしています。

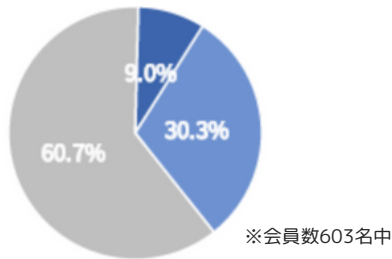
PTAマスコットキャラクター「しおまる」の制定

PTA活動をPRするため、「楽しい・充実した」PTA活動がイメージできるようなマスコットキャラクターを制定しました。このキャラクターは、お知らせやホームページで活用しています。

ボランティア制に関するアンケート結果

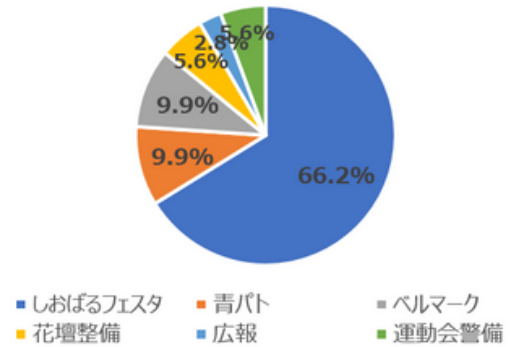
(※R6年12月に実施)

Q. ボランティアに参加したことはありますか

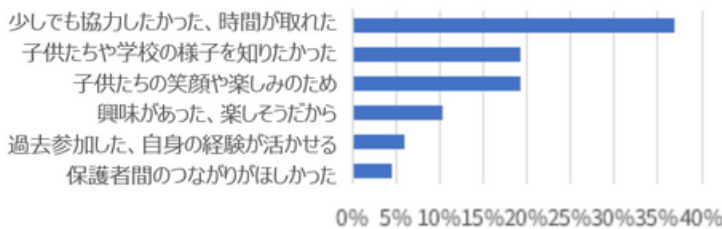


※会員数603名中

Q. どのボランティアに参加しましたか



Q. ボランティアに参加した理由をおしえてください*



* 自由記述回答を分類分けし集計

Q. ボランティアに参加しなかった理由は何ですか

時間的な制約

仕事や家事などが忙しい、活動を行う時間帯がはっきりわからないという意見が多数でした。

活動に関する関心の欠如

一方で、活動に興味がないという意見も一定数ありました。活動の内容や形式が参加者のニーズや関心に合っていないことが要因と考えられます。

アンケート有効回答数：237件

今後の運営について

活動エントリー制への名称変更

活動エントリー制の最大の特徴は、各会員がPTA活動を主体的に選択できることです。会員一人ひとりがPTAの目的や活動に価値を見出し、自らの判断で参加を決めることができます。この制度は、より積極的な参加を促進するための意識改革を目的としており、ボランティア制からの移行を通じて、参加者が自発的に関わる意識を高めることを目指します。また、人員不足が予想される場合には、活動の規模縮小や中止を柔軟に検討します。

PTA活動の方向性を決定する際には、役員だけでなく会員の意見を積極的に取り入れていきます。特に、学校や地域と連携する活動については、関係者との対話を重視します。

アクティブサークルの推進

会員が「参加したい」と思える活動を実現するため、アクティブサークルの設立を進めてまいります。この仕組みでは、会員発案のイベントや活動をPTAが支援することで、より多様な活動が可能になります。これにより、子どもたちや保護者が楽しく充実した時間を過ごせるように改革していきます。

おわりに

今後も、子どもたちの笑顔を最優先に考え、会員全員が主体的に参加できるPTA活動を目指します。新しい活動エントリー制のもと、多くの方が積極的に関わりたくなるようなPTA運営を共に作り上げていきましょう。

福岡市立塩原小学校PTA 規約（改正の要点）

臨時総会審議の参考としてご一読ください

塩原小学校PTAはR5年度より、R7年3月31日までの期間限定で『試験運用時規約』にて運営してまいりました。そこでR7年4月からの運営の実態に合わせて規約を整える必要が生じました。資料として、新規約の原案を用意いたしました。規約改正には、次の4つのポイントがあります。

ポイント① 名称を福岡市立塩原小学校PTAへ変更「第1章（名称）第1条」

昨年度までの規約では「福岡市立塩原小学校父母教師会」という名称でしたが、実際のところ、規約の中に父母教師会とPTAという表記が混在しておりました。

ここ数年間「福岡市立塩原小学校PTA」の表記を多用していることもあって、今回のタイミングで規約の正式名称を変えることにいたしました。

ポイント② 改革したPTAの方針を「第1章（活動）第5条・第6条」に位置づけ

令和5年度より、塩原小学校PTAは、「子どもたちのために、会員が無理のない範囲でできる活動」で運営するようになりました。規約においても、この変更点を明記しました。会員から活動メンバーを募って主体的に活動していきますが、すべての活動は、会員相互の支え合いによって成り立つことを忘れないようにしていきたいと考えています。

ポイント③ 役員の定員廃止と選考委員会の廃止「第3章（役員）第11条（選考）第15条」

年度ごとに、PTA運営をやりたい、やってもよいと手を挙げていただく会員の人数は変わります。人数が足りなければ強制的に役員を募ることにつながるため定員を廃止いたしました。

またこの数年、選考委員会の活動が難航し、十分にその機能を発揮できない状況が続いていました。選考委員会自体の選出も負担となるため、今後は効率的な役員会が直接選出を行う形へと変更することにいたしました。

ポイント④ 総会審議を「書面」に変更「第4章（総会）第17条」

これまでのPTAは、総会を一般的な対面形式で行ってまいりましたが、コロナ禍による臨時措置として実施した書面総会は、運営が効率的な上に、議案ごとに会員からの意志表明と意見を集められる可能性が高いことがわかりました。よって総会審議は、書面で行う方式を基本とし、必要に応じて対面での総会が開催できるようにしていきたいと考えています。

その他の改正として、規約と別の位置づけであった『慶弔規定』を、時代と「第1章（目的）第3条」に沿った内容へ整理し、附則へ統合いたしました。

福岡市立塩原小学校 PTA 規約（案）

第1章 総則

（名 称）

第1条 本会は、福岡市立塩原小学校 PTA と称し、事務所を福岡市立塩原小学校に置く。

（構 成）

第2条 本会は塩原小に在籍する児童の保護者、本校に勤務する教職員で構成する。

（目 的）

第3条 本会は、保護者と教職員が積極的に協力し、学校と家庭および社会における児童の健全な成長を図るとともに、保護者と教師が共に学習し合い、教養を高めることを目的とする。

（方 針）

第4条 本会は、第3条の目的を本旨とする民主的な任意団体であって、次の方針を持つ。

1. 学校教育を理解し協力する。
2. 宗教や政党に偏ることなく、営利目的を行わない。
3. 自主独立を持って児童の健全育成のために活動する団体と協力するが、他団体機関の支配や干渉は受けない。
4. 学校人事には関与しない。
5. 会員および役員等の名において、公選立候補者を推薦もしくは応援してはならない。

（活 動）

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 保護者および教職員の連携による教育活動の推進に関する事項
2. 児童の健全育成および学校行事への支援に関する事項
3. 地域との連携および学校運営の補助に関する事項
4. その他、本会の目的を達成するために必要な事項

第6条 本会の活動は、原則として総会で協議された事項に基づき、会員から活動メンバーを募って主体的に活動する。すべての活動は会員相互の支え合いによって成り立つ。

第2章 会 員

（会 員）

第7条 本会の会員について、次のとおり定める。

1. 塩原小学校に在籍する児童の保護者及び塩原小学校に勤務する教職員は、会員になる資格を有し、入会の意思表示と共に会員となる。
2. 会員は在籍児童の卒業または第1項に定める会員資格を喪失することにより自動的に退会となる。

(権利・義務)

第8条 会員は、総会で意思表示をする権利を有し、目的と方針に従い、会員相互の支え合いによる主体的なメンバーとして活動する。

第9条 会員は総会において決められた会費を納入しなければならない。

第10条 学校長は、総会、その他の会議に出席し、学校運営ならびに教育的立場により意見を述べるができる。

第3章 役員および会計監査委員

(役員)

第11条 本会の役員は、次のとおりとする。

会長 1名

副会長 若干名

書記 若干名(内 学校1名)

会計 若干名(内 学校1名)

※役員の仕事については、附則にて定める。

第12条 役員の任期は、当年度4月1日から3月31日までとする。但し、再任は妨げない。

(会計監査委員)

第13条 本会に監査を置く。

会計監査委員 2名

※会計監査員はこの会の経理を監査する。

※役員と兼ねることはできない。

第14条 会計監査委員の任期は、当年度定期総会から次年度定期総会までとする。

但し、再任は妨げないが、引き続き2年を超えて会計監査に選ばれることはできない。

(選考)

第15条 各役員の選考は、役員会が会員に対して広く募集する。

第16条 各役員は、役員会で選出した候補者を書面にて、会員の過半数以上の賛成により承認を得る。

(補充)

第17条 役員・監査委員の補充については、附則にて定める。

第4章 機関

(総会)

第18条 総会は、全会員をもって構成する。

第19条 総会は、次の通り会長が招集し、開催する。

1. 定期総会は、年1回開催する。

2. 臨時総会は、役員会が必要と認めた場合、または会員の2割以上の要求があった場開催する。

3. 総会は、次のいずれかの方法に基づき開催する。効力はいずれの方法も同じものとするが、会員の意見交換が妨げられないよう考慮し、公平な運営を推進する。

① 書面(メール等を含む)

② 集会（ウェブ開催含む）

第20条 総会は、本会の最高議決機関であり、次の事項を審議・決定する。

1. 本会の解散ならびに離合
2. 規約の改正
3. 会費
4. 予算および決算
5. その他運営に必要な事項

但し、議事内容については、総会の3日以上前に全会員に通知しなければならない。

第21条 総会の成立要件、議事は次のとおりとする。

1. 成立要件

総会は全会員の5分の1以上の議決権行使書の提出または出席があった場合に成立する。但し、集会形式の場合は、委任状を認める。

2. 議事

総会の議事は、議決権行使書の提出者または出席者の3分の2以上の賛成をもって決定する。

（役員会）

第22条 本会を運営するにあたり役員会を設置する。

1. 役員会は、役員・校長・教頭・教務をもって構成する。
2. 役員会は必要に応じて会長が招集する。
3. 役員会は、当PTAの運営に関する必要な事項について審議する。
4. 緊急に処理の必要な事項、予算内における補正は役員会で審議の上、更正することができる。但し、処理事項については、総会にて報告しなければならない。

（運 営）

第23条 本会を運営するにあたり、活動エントリーグループを設置する。

第24条 活動エントリーグループについては、附則にて定める。

第5章 会 計

（会 計）

第25条 本会の活動に要する経費は、会費、その他の収入によって支弁される。

第26条 予算は役員会の審議決定を経て、総会の承認を受けなければならない。

第27条 本会の経理は、監査を経て総会に報告をしなければならない。

（会計年度）

第28条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 附 則

（附則の定義）

第29条 附則は、本規約を運営するにあたり、必要な事項を規定する。

第7章 規約の改正

(規約改正)

第30条 規約改正の場合は、役員会において改正案分を審議し、総会の出席会員（委任状含む）の3分の2以上の承認を受けて施行する。

第8章 規約の発行

第31条 この規約は、昭和61年5月19日より発効する。

- (1) 昭和62年 2月24日一部改正
- (2) 平成14年 5月 2日一部改正
- (3) 平成14年 9月13日一部改正
- (4) 平成16年 5月 6日一部改正
- (5) 平成22年 2月10日一部改正
- (6) 平成30年12月 4日一部改正
- (7) 令和 5年 3月31日 休止（試験運用規約運用のため）
- (8) 令和 7年 4月 1日 改正

福岡市立塩原小学校 PTA 附則（案）

（役員の仕事）

第1条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。なお、総会、役員会の招集は会長が行う。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。
3. 書記の仕事は、次のとおりとする。
 - ① 総会の議事を記録する。
 - ② 諸種の記録通信、その他の資料を保管する。
 - ③ 会長の指示によって本会の通信を行う。
4. 会計の仕事は、次のとおりとする。
 - ① 総会で決定した予算に基づき、会計事務を処理する。
 - ② 本会の財産を保管する。

（役員及び会計監査員の補充）

第2条 補充については次のとおりとする。

1. 会長に欠員が生じたときは、副会長の中から代行者を互選する。任期は前任者の残任期間とする。
2. 会長以外の役員および会計監査委員に欠員が生じたときは、会員からこれを必要に応じて補充する。任期は前任者の残任期間とする。

（活動エントリーグループ）

第3条 活動エントリーグループは、保護者より募集した活動メンバーと PTA 役員、教職員をもって構成する。

1. 活動エントリーグループはその活動に際し、必要に応じて保護者より活動メンバーを募集し、PTA 役員、教職員と共に協力して行う。
2. 活動エントリーグループは次の活動を通して、児童の教育環境を支援し、健全な成長を図る。
 - ① 保護者・教職員に関わる活動
講演会、研修の開催・参加
教職員との交流や情報共有
情報の発信（広報活動）
 - ② 児童・学校サポート活動
学校行事への協力
児童の健全育成を支える活動
 - ③ 地域サポート活動
地域・防犯パトロール
環境改善活動
 - ④ その他、上記以外有事の場合の活動

(慶 弔)

第4条 慶弔については、次のとおり定める

弔	児童死亡	弔慰金 10,000円
	児童父母死亡 (養育保護者含む)	弔慰金 5,000円
	教職員死亡	弔慰金 10,000円

※上記に含まれない場合は、その都度、役員で協議する。

第5条 教職員の年度末離退任の場合は、記念品(花束)をおくる。

(改 正)

第6条 附則は、この会の運営に関し、規約に反しない限りにおいて役員会で制定し、または改廃することができる。この場合は次期総会に報告しなければならない。

福岡市塩原小学校 PTA 個人情報取扱規約（案）

名称を父母教師会から
PTAへ変更

第1条 目的

福岡市立塩原小学校 PTA が保持する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、活動の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的に、PTA 会員名簿及び、その他の個人情報データベースの取り扱いについて定めるものとする。

第2条 責務

本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守し、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条 管理者

本会における個人情報の管理者は PTA 会長とする。補佐が必要な場合は管理者が任命する。

第4条 取扱者

本会における個人情報の取扱者は PTA 役員とする。

第5条 秘密保持義務

個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条 収集方法

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

第7条 利用目的

取得した個人情報は次の目的のために利用する。

1. 会費集金、管理、PTA 活動名簿作成（保険事務）、その他の文書の配布。
2. PTA 行事等の出席名簿、役員名簿。
3. PTA 活動に関して、会員に連絡することが必要なとき。

第7条 第2項より
選考委員会の記述を削除

第8条 利用目的による制限

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を越えて、個人情報を扱ってはならない。

第9条 管理

個人情報は、管理者または取扱者が保管するものとし適正に管理する。不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第10条 保管及び持ち出し等

1. 個人情報を取り扱う電子機器等についてセキュリティ管理を厳密に実施し、電子メールでの送信・デバイス本体に関しても暗号化やパスワードを施す等の管理を適正におこなうこととする。
2. 紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管し、管理者・取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適正に行うこととする。
3. 持ち出しについては原則禁止とする。但し、やむを得ない場合は管理者の許可を得る。

第11条 第三者提供の制限

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ず第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合。
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合。
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合。
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

第12条 第三者提供に関わる記録の作成等

個人情報を第三者へ提供したときは、事項について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名。
2. 提供する対象者の氏名。
3. 提供する情報の項目。
4. 提供する対象者の同意を得ている旨。

第13条 第三者提供を受ける際の確認等

第三者からの個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名。
2. 第三者が個人情報を取得した経緯。
3. 提供を受ける対象者の氏名。
4. 提供を受ける情報の項目。
5. 対象者の同意を得ている旨。(事業者ではない個人からの提供を受ける場合も同様)

第14条 情報開示等

本会は、本人が個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求めたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第15条 漏洩時の対応

個人情報を漏洩等(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合、直ちに管理者であるPTA会長に報告しなければならない。

第16条 研修

本会は、PTA役員に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとし、実施の記録を残す。

第17条 苦情の処理

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第18条 附則

本規則は令和5年4月1日より施行する。

(1) 令和7年4月一部改正

R7年度塩原小学校PTA活動方針（参考）

活動方針

子どもたちの笑顔のためにをモットーに、みんなが参加しやすいPTAを目指して、学校や地域と保護者同士が協力しながら活動していきます。

1. 子どもたちの安全と未来を応援する

保護者と先生が力を合わせ、子どもたちが安心して成長できる環境をつくります。学びや体験を通じて、楽しく充実した学校生活を支援するとともに、安全を最優先に考えた活動を計画・運営していきます。

2. みんなが参加しやすいPTAを目指す

役員や活動の強制はありません。興味のある活動に、自分のペースで参加できる仕組みを大切に、無理なく協力できる環境づくりを進めます。

3. 柔軟で現代に合った運営

活動のスリム化やデジタル化を進め、時代に合わせた柔軟な運営を行います。地域や保護者同士が協力しながら、子どもたちを中心とした温かいコミュニティを育てます。

《 会員活動 》

I) 全保護者が可能な範囲で行う活動

《 旗当番・防犯パトロール 》

旗当番：クラス別担当制で、横断旗を持って登校時の児童の見守りを行う。

防犯パトロール：旗当番の当番集に、フリーの時間帯で（買い物、習い事の送迎時など）に黄色の腕章をつけて校区内のパトロールを実施する。

《 ベルマーク運動 》

各ご家庭で集めていただいたベルマークを学校に設置している専用ボックスにて回収する。

またWEBベルマークでの支援もお願いします。

II) 活動エントリー制

《 アクティブサークル 》

PTA活動を新たな企画で盛り上げるため、アクティブサークル内で独自に企画立案可能。自分の特技や空き時間を利用して、本部役員をサポートする。

《 広報活動 》

塩原小PTAホームページに掲載する、PTA活動や学校・児童の様子の写真撮影・取材・記事作成を行い、PTA活動のPRをする。

《 しおばるフェスタ 》

PTA主催で、子どもたちの楽しい学校生活の思い出作りのために企画/運営を行うイベント活動。

《 地域活動 》

青パト：
青色回転灯装備車で下校時のパトロール活動。PTAは毎週月・水・金に運行（危険手当有）
こども110番の家：
登録していただいている既存のお宅へ継続の確認をする。

《 保護者まなびサポート活動 》

保護者を対象とした研修会の開催
（しおまる塾）※不定期

《 図書サポート活動 》

学校図書館の本を整理・修繕する等の教育支援活動。
年2回ほど、司書の先生と一緒に活動する。

《 ベルマーク活動 》

ベルマークの仕分け・集計作業
年2回程度、2時間ほどの作業を予定。

《 卒業応援サポート活動 》

6年生の卒業に関する活動。活動時期は1月から卒業式まで。祝い品の選定・発注。配布作業。
また、当日の準備～片付けまでをサポートする。

《 学校行事サポート活動 》

花壇整備：年3～5回程度実施予定。
運動会警備：受付・巡回警備を行う。

予定されている活動は現時点のもので、今後変更がある場合もございます。ご了承ください。
各活動の募集に関する詳細はそれぞれ活動に合わせて後日改めてご案内します。
活動内容についてのご質問などありましたら、募集の際にお問合せください。



塩原小学校PTAイメージ

役員会

会
長

副
会
長

書
記

会
計

教務主任
(学校書記)

教頭
(学校会計)

校
長

保護者 (Parents)

会計監査

先生
(Teachers)

学校主催行事の
サポーター募集

本部役員

旗当番シフト作成・管理

教育・人権セミナー案内

こども110番の家管理・開拓

ベルマーク運動

※役職にかかわらず、各エ
ントリー活動に2~3名が担
当となり、必要に応じて活
動のサポートを行います。

活動エントリー制

アクティブサークル

広報 しおばるフェスタ

地域 ベルマーク

保護者まなびサポート

図書サポート

卒業応援サポート

学校行事サポート

クラス別担当制

旗当番

防犯パトロール

PTA会員